

“つながろう つなげよう 安心のまち りっとう” 「赤い羽根共同募金助成事業」実施要綱



(はじめに)

この助成金は栗東市民の皆様にご協力いただいた「共同募金」が財源です。

(目的)

第1条 この要綱は、共同募金の互助の理念に基づき、人や地域がつながり合い、心を通わせることで、安心して住み続けることができる地域づくりをすすめる地域や団体を応援することを目的とする。

(助成対象組織)

第2条 この助成金の助成対象となる組織は、下記のいずれにも該当する地域住民が主体的に活動する自治会、学区地域振興協議会、市内小中学校、福祉関係団体、ボランティアグループ、市民活動団体等とする。

- (1) 年間平均10人以上が活動に参加しているもの
- (2) 地域や団体の課題に応じた活動を展開し、事業成果が見込めること
- (3) 現在の活動を継続的に展開、あるいは今後継続性や活動の拡充があると見込まれる事業を実施するもの
- (4) 自己資金を充当していること
- (5) 事業の実施に必要な資金の確保が困難であること

(助成対象期間)

第3条 この助成は当該年度の4月1日から3月31日の間に実施する活動を対象とする。

(助成の種類)

第4条 助成は下記の3種類とする。

- (1) 福祉の心を育てる事業助成
命の大切さや人権について、知る、学ぶ、理解する機会として子どもや地域住民等を対象に開催する研修会や講演会等の事業へ助成します。
- (2) 地域や人をつなげる事業助成
地域住民の日頃から顔の見える関係作りをすすめる継続的な活動やつながりづくりをすすめる交流事業等へ助成します。
- (3) ボランティア活動助成
活動基盤の弱いボランティアグループや市民活動団体が今後も継続的に活動をするために必要な基盤づくりのための経費の一部を助成します。

(助成金額)

第5条 助成金額は、別表1に掲げるものとし、当該年度の助成予算の範囲内で助成する。

(助成申請および申請受付期間)

第6条 助成金の交付を受けようとする組織は、申請書(様式1)、申請事業の概要(様式2)、申請組織の活動概要(様式3)を栗東市共同募金委員会事務局である栗東市社会福祉協議会へ提出しなければならない。

- 2 申請の受付期間は当該年度の4月1日から4月30日までの1ヶ月間とする。
- 3 年度途中で活動を立ち上げる団体等については、その都度判断するものとする。

(助成金の交付決定)

- 第7条 申請期間終了後、栗東市共同募金委員会審査委員会を開催し、申請内容ヒアリングをもとに協議した意見をもとに社会福祉協議会会長が適当であると認めるとき、助成金の交付を決定する。
- 2 この場合において、助成金交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することがある。
 - 3 助成金の交付に関する結果については、決定通知書(様式4)を申請のあったすべての組織に通知する。

(赤い羽根共同募金助成の明示)

- 第8条 助成を受ける組織は、実施する事業が「赤い羽根共同募金助成事業」であることを、次に掲げる方法等により周知する。
- (1) 事業の開催を広く周知するための案内チラシ等に「赤い羽根共同募金助成事業」と表記すること
 - (2) 購入した機器等には、共同募金受配シールを貼付すること
 - (3) 組織の発行する広報等で「赤い羽根共同募金助成事業」について報告すること
- 2 助成を受けた組織の事業内容等については、共同募金運動啓発のためのチラシや広報、赤い羽根データベース「はねっと」に公表するものとする。

(実績報告書の提出)

- 第9条 この助成金に係る事業が完了したときは、事業完了後1カ月以内または翌年度の4月末日のいずれか早い日までに、実施報告書(様式5)、収支決算書(様式6)と必要な添付書類を栗東市共同募金委員会事務局に提出しなければならない。

(交付の取り消し、返還)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、もしくは既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。
- (1) 助成金を目的外に使用したとき
 - (2) この要綱に違反したとき
 - (3) 当初の事業予算計画に対して、助成金交付額の余剰が発生した場合

付則

- この要綱は平成24年4月から施行する。
この要綱は平成25年4月1日から一部改正の上、施行する。
この要綱は平成29年4月1日から一部改正の上、施行する。



【別表1】（平成30年度）

（1）福祉の心を育てる事業助成

	助成額	対象となる事業例
市内全域	上限 30,000 円	福祉関係団体、市民活動団体、ボランティアグループが主催し、市内全域を対象に開催する事業 <ul style="list-style-type: none"> ▶障がいについて理解を深める講演会の開催（会場使用料・講師謝礼・講演会周知のためのチラシ作成費用） ▶団体の活動紹介や取組の啓発を促す広報の発行（印刷製本費）
学校	上限 20,000 円	小、中学校等で実施する福祉教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ▶講師を迎えて実体験を聞く学習（講師謝礼）

<対象経費>

対象科目	内 容
使用料および賃借料	事業の実施にかかる会場使用料／車両の借上料／機材の使用料や借上料
報償費	講師、専門家、出演者等への報償又は謝礼
印刷製本費	参加案内のチラシ・資料の印刷代／写真現像代
旅費交通費	講師の交通費
通信運搬費	チラシ・ポスター・報告書等の郵送料／参加者との連絡に係る郵送料
消耗品費	当該助成事業のみに係る用紙購入費・封筒購入費等の経費／文具等／DVD・CD・ビデオテープ等の記録媒体等

（2）地域や人をつなげる事業助成

	助成額	対象となる事業例
身近な地域でのつながり活動	実施回数 ×4,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ▶身近な自治会館等で地域住民が定期的集まり、情報交換や交流を深めるサロン活動 ▶地域住民誰もが気軽に集える地域カフェ ▶定期的に地域の子どもたちが地域の高齢者宅等を訪問する友愛訪問活動 ▶地域住民による見守り・声かけ活動（定期的な情報交換や講師を招いた研修会の開催） ▶子育てベテラン世代と子育て中の親子とのふれあいの場となるサロン活動 ▶地域の退職世代による定期的な地域貢献活動
	上限 48,000 円	

	その他	実施回数 ×8,000円(毎週型) ×5,000円(隔週型) ×3,000円(月一回型)	▶主に友愛訪問を目的とした配食事業（施設使用料・印刷製本費・検便等の必要経費） *なお食材料費については自己負担を原則とする。 ▶孤食の解消および地域のつながりづくりを目的とした子ども食堂事業（注：Q&A-3参照）
	上限	毎週型 90,000円、隔週型 60,000円、月一回型 30,000円	
つながりをよりひろげる活動	市内全域	上限 60,000円	▶同じ悩みを持つ人や団体が集い、情報交換や親睦を深め、現在の活動をより充実させる事業 ▶福祉団体の会員のみならず、一般住民へも呼びかける研修会&親睦交流会 ▶他市の団体等と交流を深める集い ▶障がい者団体同士の交流を深めるスポーツ大会
	学区	上限 20,000円	▶学区内の地域課題の解決を目的とする関係機関の連携会議（地域ケア会議） ▶各自治会の福祉活動に関わる役員同士の意見交流や情報交換のための会議

<対象経費>

対象科目	内 容
使用料および賃借料	事業の実施にかかる会場使用料／車両の借上料／機材の使用料や借上料
報償費	講師、専門家、出演者等への報償又は謝礼
印刷製本費	参加案内のチラシ・資料の印刷代／写真現像代
旅費交通費	活動にかかる交通費
通信運搬費	チラシ・ポスター・報告書等の郵送料／参加者との連絡に係る郵送料
消耗品費	当該助成事業のみに係る用紙購入費・封筒購入費等の経費／文具等／DVD・CD・ビデオテープ等の記録媒体等
備品費	活動に必要なレク用品や玩具、事業に直接必要な機材等
原材料費	物作りなどの材料費 →但し利用者負担金の徴収を条件とする

*準備や打ち合わせにかかる食糧費、会場の改修費用等工事を伴うものは対象外

*食事やお茶菓子にかかる経費（食材料費）については、原則自己負担を充当していただくため、利用者負担金の徴収をすること

※新規サロン立上げ応援加算上限 10,000円あり

(3) ボランティア活動助成

	助成額	対象となる事業例
ボランティアグループ 市民活動団体	上限 20,000 円	ボランティアグループ、市民活動団体 * 市の補助金や他の助成金を受けている場合は対象外 * 自治会の活動等対象者が限定されている場合は対象外

<対象経費>

対象科目	内 容
使用料および賃借料	事業の実施にかかる会場使用料／車両の借上料／機材の使用料や借上料
印刷製本費	参加案内のチラシ・資料の印刷代／写真現像代
旅費交通費	活動にかかる交通費
通信運搬費	チラシ・ポスター・報告書等の郵送料／参加者との連絡に係る郵送料
保険料	ボランティア保険、行事保険等
その他	従来活動を充実させるために必要であると本会が認めた経費

■ 注意事項 ■

※上記の助成事業について、総事業費の1/3以上、自己資金を充当してください。

(例) 助成金 48,000 円の場合
総事業費 72,000 円以上
自己資金 24,000 円以上 充当していただく必要があります。